

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年7月4日 15時26分ごろ
発生場所	千葉県富津市富津岬北西方沖 第2海堡灯台から真方位074° 1.8海里付近 (概位 北緯35° 19.2′ 東経139° 46.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ジエイケイ} JKは、東北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年8月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート JK、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	232-39132千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に欠損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風速 約3m/s、視程 約500m 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約125cm (木更津)
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えた後、千葉県木更津港潮見岸壁に着岸する目的で約14ノットの対地速力で航行中、霧雨により視程が約4,000mとなり、わずかに視認できる第2海堡を目標として東北東進した。</p> <p>船長は、富津岬北側の浅所（以下「本件浅所」という。）の存在は知っていた。船長は、第2海堡と第1海堡の間で霧雨により視界がさらに悪化して、視程が約500mとなり、陸上の物標が見えなくなったものの、これまでに何度も通っている慣れた海域であり、航行に支障はないと思い、GPSプロッターを作動させず、針路及び速力を保持して目視のみで航行を続けた。</p> <p>船長は、船首方100mほどの海面に白い波が立っているのが見え、減速したが間に合わず、本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、喫水が船首尾共に約80cmであった。</p>
分析	本船は、視程約500mで陸上の物標が見えない状況下、船長が、慣れた海域であり、針路及び速力を保持して目視のみで航行を続け、本件浅所に向けて航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、視程約500mで陸上の物標が見えない状況下、船長が、慣れた海域であり、針路及び速力を保持して目視のみで航行を続け、本件浅所に向けて航行したため、本件浅所に乗り揚げた

	ものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、視界不良の状況下では、慣れた海域であっても、目視のみに頼ることなく、GPSプロッター等の航海機器を活用し、船位を適切に把握して航行すること。・ 船長は、視界の状況に応じた安全な速力で航行すること。